

## 第4回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和5年11月15日(水)9時30分～11時50分

II 開催場所 四日市市総合会館7階第3研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊、  
①森 勇志、④野呂昌見、⑦川村 彰、⑧加藤 剛、⑨清水 透、  
⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、⑯古市ひとみ、  
⑰鎌田隆郎、⑱五十嵐和壽、⑲岡 良浩

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田  
局員 川村

IV 欠席委員 ②稲垣孝義、⑫山中博昭、

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前9時30分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数18名中16名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に川村彰、永尾敏昭 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第1号から第7号

会長 報告案件を上程します。報告案件第1号から第7号を事務局より説明してください。

副参事 報告案件第1号から第7号について、一括して説明します。

報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について説明します。報告書1頁から5頁にかけて記載されているとおりです。合計で18件、70筆、39,865.94㎡の届出がございました。18件の届出事由は全て相続です。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書6頁に記載されているとおりです。合計で6件、10筆、1,443㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第3号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(売買)については、報告書7頁から10頁にかけて記載さ

れているとおりです。合計で11件、42筆、10,489㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第4号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転（贈与）については、報告書11頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、88㎡の届出がございました。なお、現況が宅地で届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第5号農地法第5条の規定による転用届出のうち賃借権設定については、報告書11頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、234㎡の届出がございました。なお、現況が宅地で届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第6号農地法第5条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書11頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、269㎡の届出がございました。なお、現況が雑種地で届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、12頁にかけて記載されているとおりです。合計で3件、4筆、7,306㎡です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。解約後の土地については、三重地区49番は次の耕作者が決まっているそうです。

報告案件第1号から第7号までの説明は以上となります。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、報告案件第1号から第7号までを原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会長

異議ないものと認めて承認いたします。（全会一致で承認）

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転（売買）

会長

議案第1号を上程しますが、先に川島地区75番を除いて審議をさせていただきます。

副参事

下野地区 73 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。譲受人は農作業歴 28 年で、母親と 2 人で営農されています。

神前地区 74 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 3 頁です。譲受人は新規営農で、妻と父親の 3 人で営農していく計画です。権利取得後は水稻を作付けする計画です。譲受人の国籍は中国で、在留資格は「定住者」(3 年) です。28 年程前から日本で生活しており、今後も日本で暮らしていくとのこと。譲受人は新たに営農されることを希望されていますので、譲受人と事務局とで営農計画に関する面談を行いました。事務局以外に岡本農業委員と神前地区の増田推進委員にも同席頂きました。水稻を作付けしていくにあたっての営農計画について聞き取りました、農業機械については現在保有している機械はないため、リースで調達します。収穫した水稻は、ネット販売を行う予定です。海外に販売する計画はありません。譲受人は現在、自営業で不動産管理の業務を行っておりますが、兼業しながら農作業に割ける時間は十分確保できるということです。ただ、譲受人は水稻を考えていますが、その作付け経験がないため、計画段階で技術的なサポートを行っていくことも必要と考え、農水振興課、四日市農林事務所普及課、JA 神前支店にも協力いただき、2 回目の面談を行いました。面談では水稻の基本的な作付け方法の説明や、JA のライスセンター等の利用方法などについて説明を行いました。権利取得後に作付け方法等で分からないことがあれば、JA や普及課に相談するようにも伝え、権利取得後も農業を継続できるようサポートを行っていく予定です。

中部ブロック会議での議論では、今後の営農を懸念される意見をいただきました。申請者との面談状況からみて、水稻作付を行う営農計画がきちんと成立するのか。農業委員会として許可すべき掘りどころがないと対外的に説明できないのではないかと。また、所有ではなく貸借を行って農業経験を積んでから所有権移転をさせてもいいのではないかとという意見もありましたが、このような取扱いが可能なのか県農業会議に確認しましたところ、貸借を条件付けることは難しいという回答でした。このような議論の結果、ブロック会議で意見がまとまらず、総会の場合でも意見を聞いて最終判断をしていくということになりましたので、本日の総会で全体的な審議をお願いしたいと考えています。

以上のとおり下野地区 73 番は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。また、神前地区 74 番の新たに営農される方については営農計画書を提出いただき、農機具の確保予定や必要な農作業への従事予定日数などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから各案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

清水委員 神前地区 74 番についてはブロックで決着できず、この場に諮らせていただきました。岡本委員に入っていただいて 2 回面談しましたが、その中では営農の確実性について確信することができなかつたようです。許可するにあたっては何をもって許可したかをはっきりさせておく必要があるのではないかと考えています。そのところはどこまで求めるかは、共通のことかと思いましたが、皆様のご意見をいただきましたかったということです。私としては営農計画書にきちんと機械をどこから調達するか、苗をどこから調達するか、乾燥調製をどこに委託するか具体的に書いていただく必要があるのではないかとこのように考えています。

副参事 中部ブロック会議でそのような意見をいただいていたので、会議後に申請者に改めて文書での確認を行いました。今後の営農にあたって、苗の調達先は JA、水稻作付に必要な農機具は面談でも確認しておりますが、調達する目途は立っているようですが、具体的なことは記載されていません。2 回の面談を通じて、申請者がどのように感じたかを尋ねたら、「様々な農業に関する話を聞いて色々勉強になった。それによって今後の営農計画が変わることはないので水稻を作付けする計画でいきたい」というお気持ちでした。

清水委員 乾燥調製はどのようにされるのですか。

副参事 JA のライスセンターを利用するそうです。

会長 JAの組合員にはなっていますか。

副参事 まだなっていない。農地の権利を取得すれば正組合員の要件を満たすと思います。

古市委員 農地を買って自分が作らずに誰かに頼んで管理していくのは認められるのですか。

副参事 農地法第3条の取得要件として、必要な農作業に従事することがあります。仮に申請者が全面的に委託するというのであればその要件に反することになると思います。

会長 今回は本人が農作業をするという申請ですか。

副参事 そうです。

清水委員 営農を継続する体制があるとの説明でしたが、改めて教えてください。

副参事 営農を継続できるように行政でサポートする体制を取っていくということは、具体的にチームを作って全面的に支援するというのではなくて、申請者が今後営農していくにあたって、不明点や疑問点が出てきた時にその相談に対応していくということです。

清水委員 体制を作って仕掛けていくのではなくて、相談があれば通常の業務の中で対応していくということですね。

会長 農水振興課は面談した時にどんなイメージを持ったのですか。

副参事 農水振興課からは特に聞いていませんが、普及課からは営農していただける方だと思う。特に疑念が強いというわけではないようです。

伊藤元委員 話を聞いていると、あかんのとちやうかなと感じています。というのは、事務局からの説明を聞いているとこの方の営農計画が甘いように感じます。実際に水稻を作っていくということですが、これだけの面積でどれだけの利益が出ると踏んでいるのでしょうか。要するに水稻を作っていく全般的な計画を羅列した時に、それぞれいくらかかるかをきちんとして、この値段で売るという目標があって、それで利益が確保できるのであれば、営農としてやっていけるけれども、今の時点ではまず無理ですよ。それを今後も農地を取得しながら5年後にはこれだけに持っていくという具体的な計画がなければ、認めることはできないと思っています。水稻はそんな甘いものではない。利益を上げようと思ったら大変な努力をしなければならない。投資も大変な金額が必要になってくると思います。一番懸念すべきは不動産をされているのですか。

副参事 不動産の管理業です。

伊藤元  
委員 人の不動産を管理されているというだけで、対価を得ていると農作業もお金になると勘違いされてないかなという気がして仕方ない。この先がどうなっていくかということが一番大事。私たちも認定農業者の認定を受ける時に5年後、10年後の収益や内容を具体的に書きますよね。それは文書に残して今後見張っていけるような体制を作って、それに合わなかったら、「やっぱりダメですよ」と言えることができることを作っておかなければいけない。県の農業会議所もグローバルな時代でまだこんなことを言うところかなと正直感じた。我々よりも先に専門業務なんやから、そういうことも想定した対処の仕方というのを指導してもらわないといけない。チャンスは誰にでもあるんだからあげやなあかん。潰れるのも勝手だけど今度はそうになってしまうと周りが困るから。だからこれは慎重審議すべきことじゃないかなと。ヒアリングをして計画書を提出してもらって、「あかんだときはどうするんだ」というところぐらいは押さえておかないと許可は出せないかなと。だから今日は総会で聞いただけですので、少し時間を取って継続審議にして皆さんで考えていただいたらと提案します。

局長 一つの観点として、農地取得をするときに我々は農業経営が成り立たなければ取得できないのかというところは考えていただきたい。いわゆる農業として成り立たせるのであれば非常に厳しいと思います。ただ農地法的には農地を適正に管理して維持していただければ成り立ちます。そうでないと50a要件がなくなったことの理屈が通らなくなる。農業委員会としてこの農業経営が成り立たないから認めないのか、あるいは農地の維持管理ができないから認めないのか、という視点は考えて結論を出していただきたい。

伊藤元  
委員 意見ありがとうございます。でも、農地法上は農地の維持保全が出来ればいいと言われますが、50a要件が外れたことによってどんどん我々が想定できないことが増えてくる。やはりそれに対しても法整備が遅れていて緩めることばかりやってるからついていけない状況のような気がします。今回の案件もその両面で考えたとしても業としては無理だと思います。でも地域計画を策定していく中で地域が「保全管理だけでもいいんだ」ということであれば、地域の合意を取ったうえで認めていけば、私たちも許可を出していけることではないかと感じています。

会長 先ほど局長からもアドバイスいただきましたが、業として成り

- 立っていないパターンの申請が多いですよね。適正管理していくことは事務局で確認していただいていますよね。その観点で他に  
ご意見がないようでしたら採決に入りたいと思いますが。
- 清水委員 一応、営農計画書をこの場で見せてもらうことはできないですか。どういう形で事務局が確認されているか具体的に見ておきたいです。どの程度まで仕上げてみえるのか知りたいと思います。
- 伊藤元委員 営農計画はぜひ見せていただきたいし、先ほど意見を言いましたように地域の合意を確認した中で採決できたらなと思いますので、やはり今日の場合は継続審議でお願いしたいということを申し述べておきます。
- 会長 営農計画を見ていただいて法的に問題がないと、あとは地域が困るということですね。営農計画を確認いただいて、この場で認めるか、1回待ってもらうかを含めて判断したいと思います。
- 清水委員 法的に認められるというのは、営農の確実性が確認できて初めて法的に認められるということですよ。
- 会長 維持管理も含めてですよ。
- 清水委員 維持管理の確実性が確認できて法的に許可することができるわけですよ。そういう面で営農計画書を確認して、それで確信できれば認めていけるとと思います。所得が上がるかどうかというのは別だと思います。
- 会長 今から営農計画書を全員に回していきます。
- 伊藤元委員 議事進行のために今度に回したらいいじゃないですか。書類を整えてからみんなで確認してきちんと諮るべきことじゃないのかなと。ちらっと見てもらってどうのこうのと簡単すぎないかな。
- 会長 この案件について議論がまだ続くようですので、ここで下野地区73番だけ採決させていただきます。この案件に異議のない方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 会長 異議ないものと認めて下野地区73番を承認いたします。  
それで神前地区74番に関して、皆さんから意見を言われたように営農計画書で営農の確実性を確認して、来月に回すか、他の審議を行ってから本日の会議の最後に採決するか、どちらにすべきでしょうか。
- 今日の審議の最後に回して再度審議するというのに賛成の方は挙手をお願いします。
- 五十嵐 今日この場で結論を出さないといけないのですか。

委員  
岡本委員 私も面談したときに伊藤委員と同じ意見を持ちました。時間も経済的な余裕もあるけど、これでは業として成り立たないと。でもそれを許可しない根拠にできないと思います。

会長  
岡委員 岡委員はこの案件についてどのように感じられますか。  
一般的に申請されている方の権利を侵害しないために早く採決された方がいいと思います。ただ、農業委員会の総会は毎月開催していますので、1カ月延ばすことがどの程度申請者の権利を阻害するかどうかはわかりません。

伊藤元委員 法的に問題がないと言ってしまえば、終わってしまうんです。私たちの存在する意義が何かが大事なんです。だからそれについては「計画書が甘いんじゃないか」、「地域はどうなんだ」という私の意見を言わせてもらいました。その辺をしっかりと確認し、慎重審議をするためにインターバルを取るということです。それが確認できた中で許可をすればみんなで責任を負っていかないといけないわけです。だから、そこまで達していないというのが私の意見です。だから継続審議にして私も色々聞いてみたりしながら、採決に臨んでいきたいなと思っています。だから全く阻害するという事ではないんです。私たちの意義を高めていくという思い。それと認めていく中でも、すぐにすんなり通るものと引っかかって通るものでは重みが変わってくると思うんですよ。相手方がどう受け取るかわからないが、そこら辺は自分なら誠意が伝わってなかったのかなと思って、やるべきことをもう一回考えてやってきてくれたら問題ないんじゃないのかな、という思いもあります。だから法的に問題ないとすんなり通していくんだったらこんな会議はいらないですよ。ちょっとした付加価値を付けるといったらおかしいですが、その大事な確認していくというのは大切だなと思っています。

局長 今の議論を聞いていて何が引っかかっているかというのと、変に販売すると書いたからおかしくなったんじゃないのかなという印象を受けます。これが自分で食べて親戚縁者に配るというのであれば、可能性は上がると思います。

伊藤元委員  
局長 問題ないですね。だから商売として成り立たんやろと。  
そうです。ただ、どちらにしても農地を耕作するかしないかは、それだけでは判断できない。我々としてはその農地が水田として



- きちんと維持管理されれば、一定の役割を果たしていることになります。それをどう受け止めるかですね。
- 会長 私も局長が言われるように、自分たちの仲間同士で自家消費米にする案件かと考えてました。商売にするととなると、これで食べて行けるのかという問題になります。土地を管理して自分たちで食べようということであれば自家消費米ですね。
- 副参事 収穫した米のことで補足しますと、販路はネット販売ということでしたが、実際のところは、遠方の知り合いに作った米をおすそ分けするというので、将来的には、軌道に乗って経営面積が増えて収穫量が上がれば、ネット販売をするということですので、まずは自家消費、それに加えて知人へのおすそ分けというのがスタートだと思います。
- 会長 事務局の補足説明がありましたが、この説明を聞いて皆さんがどうお考えになられたか。業とは変わってきます。農地は確実に維持すると言っておられるので、その辺で何とか折り合いをつけるべきかな、と個人的に思います。
- 岡委員 今のような経営のことについて行政は支援されるんですか。営農に関して支援があるのは分かりますけれども、経営に関しては特に支援はないのではないのでしょうか。
- 局長 新規就農する場合は認定就農者という制度があって、例えば資金を借りるという場合はしっかりした営農計画を立てて、その場合は市と農業委員会とJA等でサポートチームを作ります。これは受け身的なものではなくて、こちらからアプローチして行って相談にのるという体制はあります。ただ一般に農業を始めたいというだけでは受け身的なサポートしかありません。
- 岡委員 認めるにしても委員会の意見を表明しておいた方がいいと思います。「農地を維持管理していただくということで許可をしていく。ただ、今の段階では業としてやるのであれば難しい面があるので認定就農を受けられたらどうか」という意見を言えるのであれば。
- 会長 岡委員の意見を参考にして「確実に農地を管理すること」というような特記事項を付けて許可するというのでどうでしょうか。
- 清水委員 まだ営農計画書について意見が出てないと思います。
- 五十嵐委員 これだけの面積だけは生活できないですよ。するならこの面積の10倍ありますよね。

局次長 岡本委員と事務局が入って面談をした時には、「営農のやり方もネットで調べてやります」という素人的な感覚だったようです。軽い気持ちでちょっとやってみようかなという様子だったと聞いております。そこに岡本委員は違和感を持たれて、営農指導も必要だということで、行政が営農指導をさせていただいた流れがあります。ですので農業委員の方はそれぞれ農業のプロで思いも色々お持ちの中で農業に携わっていただいているので、申請者の感覚とかなり違うのかなと思います。伊藤委員が言われたようにそこで業としてやっていくのであれば、普通は採算や収支について考えると思いますが、ただ申請者の受け答えが軽いというのは、イメージができていないのかなと。新規就農のほとんどの方の感覚ですが、最初はとりあえずやってみて、やれそうだったらやるし、ダメだったら撤退という感覚があるのかなというイメージを持っています。ですので、4月以降50a要件が撤廃されて、農業に興味や関わりのある方を増やして全体の農業者数を増やしていくのが国のスタンスですので、その考え方からいくとこの段階で不許可にするのは制度論として無理だなと。そこがありましたので、濃淡はありますけれども、営農の考え方については最初に出してきた計画と2回の面談を経た中で自分の農業に対する考え方の変化をヒアリングしたうえで、審議のテーブルに上げさせていただいている状況です。

岡委員 そもそもこの方が農業をやりたいと思った理由は何ですか。先ほどから意見が出ていますが、収益を上げたいと思っているのであれば難しいですね。農業に関心があって、一度やってみたいという熱い思いがあるのであれば、それでいいですし歓迎すべきかと思います。知識があるか否かは、今問うべきではないと思います。

岡本委員 知識はないが、気持ちは身内が農業をやっていたので、その影響もあると思います。だから業とは思っていないという印象でした。

会長 審議中ですが、この議案にこれ以上時間をかけると他の議案審議に影響しますので、この議案を最後に回します。みなさん、営農計画書を読んでいただいたと思いますので、そのうえで審議を最後に改めて行うこととします。

会長 (神前地区74番の審議を中断し、これ以降他の議案審議を行う)  
続いて川島地区75番の審議をさせていただきます。なお、この案件は、清水委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが

制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。

(清水委員 退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 川島地区 75 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 2 頁です。譲受人は農作業歴 20 年程度で、妻と子 2 人との計 4 人で営農されています。権利取得後には露地野菜を作付けする計画です。

以上のおり農地法第 3 条に基づく本申請は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから当該案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。

それでは、清水委員に入室していただきます。

( 清水委員 入室、着席 )

会長 皆様のご協力ありがとうございました。

### (3) 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請

会長 議案第 2 号を上程します。事務局より説明してください。

副参事 議案第 2 号を説明します。自己所有農地を転用するための申請が 1 件ございました。

八郷地区 6 番は、資材置場用地とするための申請です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は八郷地区市民センターから 300m 以内であるためです。位置図は 4 頁です。申請人は個人で庭石等の加工業を営んでいます。昭和 52 年頃から石置場用地として利用しているため始末書が添付されています。新たな土地造成はありません。排水は雨水のみで自然浸透で処理されています。

以上のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご意見やご質問等ございますか。

特に意見がないようですので採決を取ります。議案第 2 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

- (4) 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 所有権移転 (売買)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 賃借権設定
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 使用貸借権設定
- 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 所有権移転 (その他)
- 議案第 7 号 事業計画変更承認申請

会長 議案第 3 号から議案第 7 号を上程します。事務局より説明してください。

副参事 農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 9 件ございました。

八郷地区 58 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 4 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターより 500m 以内に位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

八郷地区 63 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 4 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターから 500m 以内に位置するためです。譲受人は、平成 13 年に設立さ

れた法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ  
行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透  
で処理する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成すること  
ができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認し  
ております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。  
転用事業者が小売電気事業者である登録通知書、中部電力への電  
力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付され、事  
業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

八郷地区 64 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い太陽光  
発電設備用地とするための申請です。位置図は 4 頁です。農地区  
分は第 3 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターよ  
り 300m 以内に位置するためです。譲受人は、平成 13 年に設立さ  
れた法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ  
行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸  
透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発  
電事業です。転用事業者が小売電気事業者である登録通知書と、中  
部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が  
添付され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認して  
おります。

保々地区 67 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い資材置  
場用地とするための申請です。位置図は 5 頁です。農地区分は第 3  
種農地です。その判断根拠は、宅地が連担しているためです。譲受  
人は令和 2 年に設立された法人で建設業及び不動産業を営んでい  
ます。業務拡大に伴い、資材置場用地が不足したため申請に至りま  
した。申請地では平成 25 年頃から駐車場として利用されているこ  
とから始末書が添付されています。新たな造成行為はなく周囲に  
はコンクリートブロックが設置されています。排水は雨水のみで  
自然浸透で処理されています。

神前地区 60 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い一般個  
人住宅用地とするための申請です。位置図は 6 頁です。農地区分  
は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあ  
るためです。土地造成は一部盛土を行い、周囲にはコンクリートブ  
ロックを設置します。排水に関して雨水は北側水路へ排水し、汚  
水・生活雑排水はコミュニティプラントに接続する計画です。建蔽  
率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に  
基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区 62 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 3 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地に近接し農地の広がり が 10ha 未満であるためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して雨水は東側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側側溝へ排水する計画です。申請者が市街化区域に土地を所有していないことや、第 3 種農地で建築できる土地がない旨の申述がされており、代替性を確認しております。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

三重地区 59 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 7 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農地の広がり が 10ha 未満であるためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。譲受人は、昭和 49 年に設立された法人で、土木建築業や太陽光発電事業を営んでいます。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性について確認しております。固定価格買取制度に基づかない太陽光発電設備の申請であるため、電力小売業者との間の売買契約書と、電力小売業者の資格を確認するために小売電気事業の登録証明書が添付され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

内部地区 65 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 8 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性について確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。電力小売業者との電気売買契約書、小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

水沢地区 66 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 9 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、水沢地区市民センターから概ね 300 m以内に位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。電力小売業者との電気売買契約書、同社の小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

次に議案第 4 号について説明します。農地を転用する目的で、賃借権を設定するための申請が 3 件ございました。

羽津地区 7 番は、貸人と借人が 5 年間の賃借権設定を行い、資材置場用地とするための申請です。位置図は 10 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接し、その規模が概ね 10ha 未満であるためです。借人は平成 11 年に設立された法人で建設業を営んでいます。資材置場用地が不足しているため申請に至っています。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性について確認しております。土地造成は整地のみ行い、周囲には柵板を設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。

三重地区 8 番と議案第 6 号の三重地区 61 番は、内容に関連がありますので一括して説明します。位置図の 11 頁をご覧くださいと、位置関係は隣接地となっています。8 番は貸人と借人が賃借権を 20 年間設定し、駐車場用地とするための申請です。三重地区 61 番は、譲渡人から譲受人兼貸人へ所有権移転を行い、そのうえで譲受人兼貸人と借人が賃借権を 20 年間設定し、駐車場用地とするための申請です。いずれも賃借期間と借人は同一です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地に近接し農地の広がり 10ha 未満であるためです。借人は昭和 19 年に設立された法人で、電気工事業を営んでいます。借人はキオクシア関連の電気工事業を請け負っており、従業員用の駐車場が必要であるため申請地を駐車場として使用するため申請に至っています。申請地はキオクシアから近く、また他に適地がなかったため申請地を転用します。申請地は既に駐車場用地となっており、周囲には石垣及びフェンスを

設置されています。排水は雨水のみで自然浸透で処理されています。現況が既に雑種地化しているため、始末書が提出されています。

61 番について補足説明します。この案件は、家事審判法による調停が成立したことに伴う所有権移転となっております。通常の農地転用許可申請は、貸人と借人の連名で申請を行いますが、調停が成立している場合には、例外的に単独申請を行うことができます。

水沢地区 9 番は、貸人と借人が 1 年間の賃借権を設定し砂利採取を行うための申請です。転用期間は 1 年間です。位置図は 12 頁です。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可できることとなっています。農地復元計画書が提出されています。借人は、昭和 58 年に設立された法人で、砂利採取業を営んでいます。採取計画によりますと、2m の保安距離を確保した上で、掘削深最大 8m、安定的なこう配を確保するため垂直距離 1m に対して水平距離 1.2m で切り込み、砂利を採取する計画です。雨水排水は、自然浸透で処理する計画です。採取後の埋め戻し用の土につきましては、採取地の表土及び購入土を確保する計画です。採取にあたり地元自治会との調整も済んでおり、危険防止のための標識及び防護柵の設置等、被害防止及び安全面にも配慮されています。また、採取跡地の埋め戻しについては、三重県砂利協同組合連合会が共同責任を負っていることから、採取後は確実に、農地に復元されるものと考えられます。他法令につきましては、砂利採取法に基づく採取認可申請がすでになされ、砂利採取認可申請に伴う事前審査が行われています。

次に議案第 5 号について説明します。農地を転用する目的で、使用賃借権を設定するための申請が当初 5 件ございましたが、1 件取り下げられ、4 件となっています。取り下げられたのは、神前地区 14 番です。よって合計筆数を 4 筆、合計面積 762 m<sup>2</sup>、その内訳で畑の面積を 734 m<sup>2</sup>に修正いただくようお願いします。

八郷地区 13 番は議案第 7 号の「事業計画変更承認申請」と関連がありますので一括して説明します。位置図は 13 頁です。事業計画変更承認申請にあるように、令和 5 年 2 月 14 日付けで農地法第 5 条の転用許可を受けて分家住宅が建築されましたが、申請者の認識不足もあり、その敷地内に駐車スペースが十分確保されて



いないことから、住宅敷地の南側隣接地に駐車場を設置しようとする計画です。敷地を拡大するにあたり、南側の隣接地を転用するための申請が 13 番の案件になります。これは貸人と借人が 30 年の使用貸借権を設定し、駐車場用地とするための申請です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は申請地が 10ha を超える農地の一団に存在しているためです。第 1 種農地での転用行為は原則不許可となりますが、周辺の集落に接続して住宅を建築する転用と一体利用する農地である為、不許可の例外に該当します。拡張する土地は既に整地され、周囲にはフェンスとコンクリートブロックが設置されていますので始末書が添付されています。雨水は自然浸透で処理しています。

保々地区 16 番は、貸人と借人が 30 年間の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 14 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は宅地が連坦しているためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は既設側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して集落排水に接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

桜地区 12 番は、貸人と借人が使用貸借権を 10 年間設定し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 16 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。隣接地と一体利用し、住宅を建築する計画です。土地造成は一部に盛土及び切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は北側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

内部地区 15 番は、貸人と借人が使用貸借権を 20 年間設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 17 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、申請地が存在する街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えるためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は雨水枡で集水し南側道路側溝に排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝に排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計

画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

以上のとおり、農地法第5条の規定による許可申請17件及び事業計画変更承認申請につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

特に意見がないようですので採決を取ります。議案第3号から議案第7号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(5) 議案第8号 非農地証明願

会長 議案第8号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 非農地証明願について4件の申請がございました。

八郷地区25番は、平成11年より宅地として利用し、現在に至ったものです。位置図は4頁です。平成13年に撮影された航空写真と現地調査等から20年以上農地以外の目的に利用されていることが確認できます。

下野地区22番は、昭和48年頃から宅地として利用し現在に至ったものです。位置図は18頁です。平成10年に撮影された航空写真と現地調査等から20年以上農地以外の目的に利用されていることが確認できます。

内部地区24番は、昭和56年から宅地として利用し、現在に至ったものです。位置図は17頁です。平成4年に撮影された航空写真と現地調査等から20年以上前から農地以外の目的に利用されていることが確認できます。

河原田地区23番は、平成13年以前から山林化し、現在に至ったものです。位置図は19頁です。平成13年に撮影された航空写真と現地調査等から20年以上前から農地以外の目的に利用されていることが確認できます。

以上のとおり、非農地証明願4件につきまして、いずれも現地調査及び航空写真等から20年以上前から非農地状態が続いており非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議をお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問

等ございますか。

特にないようですので、議案第 8 号を承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

(6) 議案第 9 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 議案第 9 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、5 件ございました。

富田地区 17 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

羽津地区 14 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

八郷地区 13 番は、申請人の父が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、証明を要する者が死亡される前には農作業に従事していたことを確認しました。

八郷地区 15 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。残りの生産緑地は 1 筆ありますが、その土地の隣接地で耕作されている知人に今後の管理を依頼されます。

八郷地区 16 番は、申請人の父が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が死亡される前には農作業に従事していたことを確認しました。残りの生産緑地は 1 筆ありますが、申請人が今後の管理を行っていきます。説明は以上となりますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

伊藤元委員 八郷地区 16 番の説明で、残りの生産緑地を申請人が今後管理していくというのはどういうことですか。

- 副参事 残る生産緑地は果樹が植えられていて、それを申請人が維持管理をしていくということです。
- 伊藤元 委員 ということは農業していくということですか。
- 副参事 今回買取申出をしようとしている土地が水田で、申請人は相続して農地を管理していくうえで、水田と畑を両方管理していくのは難しいので畑だけを今後管理していきたいということです。
- 会長 他にございますか。特にないようですので、議案第9号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)
- (7) 議案第10号 農用地利用集積計画(所有権移転)
- 会長 議案第10号を上程します。県地区10番の案件につきましては、加藤委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、加藤委員に入室していただきます。それでは、加藤委員に退席していただきます。
- (加藤委員 退席)
- 会長 それでは、事務局より説明をお願いします。
- 副参事 県地区10番は、農業経営基盤強化促進法に基づき譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は20頁です。譲受人の耕作面積は396,460㎡です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しており、権利取得後も水稻を栽培する計画です。区域区分は農用地区域内の農地です。10a当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上となります。
- 会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。
- 特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)
- それでは、加藤委員に入室していただきます。
- (加藤委員 入室、着席)
- 会長 皆様のご協力ありがとうございました。
- 次に小山田地区11番の案件につきましては、古市委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第

31 条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、古市委員に入室していただきます。それでは、古市委員に退席していただきます。

(古市委員 退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 小山田地区 11 番は、農業経営基盤強化促進法に基づき譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は 21 頁です。譲受人の耕作面積は 153,755.01 m<sup>2</sup>です。譲受人は現在、茶を中心に栽培しており、権利取得後も茶を栽培する計画です。区域区分は農用地区域内の農地です。10 a 当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上となります。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

それでは、古市委員に入室していただきます。

(古市委員 入室、着席)

会長 皆様のご協力ありがとうございました。

#### (8) 議案第 11 号 農用地利用集積計画 (利用権設定)

会長 続いて議案第 11 号を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 農業経営基盤強化促進法に基づく農地貸借にかかる計画です。別添の農用地利用集積計画としてまとめています。この計画に掲載した権利関係は、12 月 1 日から貸し借りの効力が生ずる案件です。説明は以上です。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 11 号を原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

会長 (異議なしの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

#### (9) 議案第 12 号 農地利用最適化推進委員 (第 7 区) 辞任の同意について

会長 続いて、議案第 12 号を上程しますので、事務局より説明してください。

局次長 第 7 区を担当する農地利用最適化推進委員から 10 月 27 日に辞

任願が提出されております。農業委員会等に関する法律第 23 条では「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されているため、本日の総会に諮らせていただいています。経緯について説明をしますと、農業委員が 1 名辞任されて欠員となっていました。その補充を公募したところ、複数の応募者がありましたが、市で選考を進めた結果、応募者の中から山川さんが候補者として内定されました。農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることは法令上できませんので、補充の農業委員として内定した段階で農地利用最適化推進委員を辞任されるという経緯です。説明は以上となります。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 12 号を原案どおり同意したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり) 同意をいたします。(全会一致で同意)

(2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転 (売買)  
(神前地区 74 番の審議をこれ以降再開する)

会長 それでは、ここから審議を中断していました議案第 1 号神前地区 74 番の審議に戻ります。中断前に皆さんに見ていただいた営農計画書について意見がある方はご発言をお願いします。

清水委員 水田経営においては機械をどのように確保するかが大きな課題だと思います。そこを営農計画書の中ではリースすると書いてあるだけですので、具体的にリースをどうするかを聞き出してもいいのではないかと。それは過大な要求ではなくて、本人にとってもそこを詰めるということは大切なことだと思いますので、求めてもいいのかなと思います。それで一通りのことが書かれたら、それをもって許可することも致し方ないのかなと思います。それと営農計画に最後まで縛るつもりはないのですが、許可する時点において、こういう形で確認しましたというのを詳しくしておいた方がいいと思いますし、生産組合への加入や生産調整のことまで聞き取ってほしいと思います。

伊藤元委員 私も同意見ですので、そこが確認できるまでは継続審議でお願いしたい。

岡委員 私はまず意欲を確認すべきだと思います。そのうえで、今お話しあった事柄はたぶん知らないのが通常だと思いますので、それがないと許可できないというのは違うんじゃないかと思います。

- 岡本委員 新規営農ということで業としてやるのだと思い込んだので、私も伊藤委員が言われたように業として成り立たないから不信感を持ったわけです。それと営農計画書を見て、あいまいな書き方で、はっきりと書いていませんよね。仲良くしますではダメかなど。面談した時に、まず機械をリースで調達することが気になりました。リースの内容を見せてもらいましたが、それは水稻に適さない機械ばかりでしたの、そこで不信感を持ちました。リースならどこで借りるといのが具体的にあった方がいい。作付計画も営農経験のある方から聞いた計画であれば許可もやむを得ないと思います。そのような内容が出されたら審議を遅らせる必要はないと思います。
- 会長 この申請が売買なので議論を複雑にしていますが、売主の売却意向が強いようですね。
- 鎌田委員 申請人は在留期間が3年ということは、仮に3年後に戻るといことになれば、農地が荒れてしまうという心配はないのでしょうか。
- 局長 もしできなくなったときに、所有者がこの方のまま残ってしまって、その農地をどうしようもできなくなるというのが一番懸念される場所です。この点は今後の営農状況を確認しながら、「条件さえ揃えばきちんと地域の中で営農してください、できなくなれば地域に預けてください」ということを求めていくしかないですね。
- 鎌田委員 売主は誰でもいいから売ってしまって、土地を買っても農業をやらなくなったときに周りに迷惑をかける可能性がありそうなので、その辺の判断も許可するときに確認しておいた方がいいと思います。申請地で耕作していくうえで、水利組合の関係もあるだろうし、出合い作業もあるだろうから、それに参加するかも確認しておいた方が良いでしょう。
- 岡本委員 今言われたことは面談の時に本人に伝えたと思います。それから相談できる人とか作業を担ってくれる人があれば、ということも伝えました。荒らさないために地域の担い手に助けをもらえるよう地域との関わりを持っていただきたいと思います。
- 会長 この辺で総括して結論を出していかないといけませんので、皆さんが言われた条件で、機械のリース先を出してもらい、水稻ですので水の利用など地域との調和をきちんと確認とれれば承認ということで、事務局に預けていくということでしょうか。

伊藤元 継続審議にしないということですね。  
委員  
会長 そうです。  
伊藤元 そうすると私はやり方が反対だと思います。きちんと道具を揃  
委員 えてから、申請を出してくるべきだと思います。  
五十嵐 これまで3反程度の農地を賃貸で2~3年程度やってきたという  
委員 実績があれば信用できますが、2反半の農地を機械や経験もない方  
がやれるのかというのが最大の疑問です。建設機械のレンタルは  
ありますが、コンバインのレンタルは容易でないと思います。JAか  
らの苗を購入するのも組合員でないと買えないですし、米も買っ  
てくれません。

岡本委 所有する農地面積や出資金の要件をクリアしないと農協の組合  
員になれないと思います。  
伊藤豪 農地面積以外に農業への意欲などの要件もあります。  
俊委員  
五十嵐 水田の場合、地元の水利権が供用できる話になっているのか、そ  
委員 れに対しては労務を提供しなければならないことになっていま  
す。水の利用だけでも色々な制約があります。

会長 皆さんが言われる意見はどれも納得する意見ですが、新たに就  
農する方が増えてくるのは、放棄されたときにどうするのかとい  
う問題も含まれていることでもあります。農業委員会としては、こ  
の場で審議している以上採決しないといけませんので、条件を付  
けて認めるか、保留にするかですが。

局長 この場ではある条件が揃ったら許可にするか、あるいは揃って  
いないから不許可にするか、いずれかの判断をするしかない。

岡委員 外国籍であって永住権を持っていない方に売買する場合に、入  
国管理局が認めなければ日本にいらなくなるわけですよ。30  
年近く日本に住んでおられるので、たぶん3年ごとの更新で認め  
られるだろうという蓋然性は高いけれども、ある日突然認められ  
ない時にどうするのかということも地域として考えておかなけれ  
ばならない難しい問題だと思います。

会長 永住権がなく3年ごとに更新しなければならない。でも農地は  
永遠にそこにあるわけですから、その辺も問題点として考える必  
要があるかなと思います。

岡委員 法的には許可を与えても問題ないと思います。  
局次長 事前の審査が十分ではなかったのかなという部分はありました



が、今回の案件については、委員から意見のありました機械の確保や地域との関わりについて具体的に事務局で確認させていただき、それが整った段階で許可するという事で事務局に預らせていただいて、結果については月例総会で報告させていただきます。そういう形で採決いただけないかというのが事務局からの提案です。

会長 　　ただいま事務局から提案があったように、事務局預かりで許可するか、不許可かのいずれかで採決とります。

伊藤元 　　先に表明させていただきます。やっている順序が逆ですから、承認することに反対します。

会長 　　承認することに反対の方の挙手をお願いします。  
（3人挙手）

会長 　　事務局預かりで許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
（12人挙手）

会長 　　賛成が過半数となりましたので、事務局で確認後に許可することを条件に承認することとします。

- 6 会長、議案の終結を宣言
- 7 11時50分、会長、閉会を宣言
- 8 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員